

別表第2(第5条関係)

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容 部位	対象となる改修工事		モデル工事費 ^{※1}		仕様・備考
	工事種別	工事規模	省エネ基準	ZEH水準	
窓	ガラス交換 ^{※2}	1.4㎡以上 ^{※6}	¥88,000 / 枚	¥112,000 / 枚	国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材のうち、当該住宅の存する省エネ基準地域区分に適合している「省エネ」又は「省エネ・防音」の区分の建材であること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。 ※1 モデル工事費とは、省エネ改修等工事に係る費用として、市長が定める工事費をいう。以下同じ。 ※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。 ※3 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。 ※4 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。 ※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。 ※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。 ※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。
		0.8㎡以上1.4㎡未満 ^{※6}	¥64,000 / 枚	¥80,000 / 枚	
		0.1㎡以上0.8㎡未満 ^{※6}	¥24,000 / 枚	¥32,000 / 枚	
	内窓設置 ^{※3} 外窓交換 ^{※4}	2.8㎡以上 ^{※7}	¥200,000 / 箇所	¥272,000 / 箇所	
		1.6㎡以上2.8㎡未満 ^{※7}	¥160,000 / 箇所	¥216,000 / 箇所	
		0.2㎡以上1.6㎡未満 ^{※7}	¥136,000 / 箇所	¥176,000 / 箇所	
ドア	ドア交換 ^{※5}	開戸:1.8㎡以上 ^{※7}	¥296,000 / 箇所	¥392,000 / 箇所	
		引戸:3.0㎡以上 ^{※7}			
		開戸:1.0㎡以上1.8㎡未満 ^{※7}	¥256,000 / 箇所	¥344,000 / 箇所	
		引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満 ^{※7}			

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容 部位	断熱材の区分	モデル工事費		仕様・備考
		省エネ基準	ZEH水準	
外壁	A～C	¥149,000 / m3	¥201,000 / m3	子育てエコホーム支援事業またはこどもエコすまい支援事業において登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
	D～F	¥224,000 / m3	¥302,000 / m3	
屋根・天井	A～C	¥53,000 / m3	¥72,000 / m3	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分:熱伝導率(W/m・K)0.052～0.035 D～F区分:熱伝導率(W/m・K)0.034以下
	D～F	¥91,000 / m3	¥123,000 / m3	
床	A～C	¥192,000 / m3	¥256,000 / m3	
	D～F	¥288,000 / m3	¥384,000 / m3	

別表第3(第5条関係)

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別	モデル工事費 (省エネ基準・ZEH水準共通)	仕様・備考
太陽熱利用システム	¥498,000 /戸	・子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
高断熱浴槽※1	¥416,000 /戸	・子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。(JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。)
高効率給湯機	¥273,000 /戸	・子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
電気ヒートポンプ給湯機※2		・JIS C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率(ただし、当該給湯機がふろ熱回収機能を有する場合は、ふろ熱回収なしの値)、又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。(ただし寒冷地仕様は2.7以上)
潜熱回収型ガス給湯機※2		給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機※2		油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機		・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が 102 %以上であること。
節湯水栓※3	¥58,000 /台	・子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。(JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。)
蓄電池	¥510,000 /戸	・定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電池システムであること。
燃料電池システム	—	・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備※2	—	燃料電池ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可) ガスエンジン給湯機 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準)で 80 % 以上であること。
LED照明	—	・工事を伴うものに限る。

※1 ZEH水準の補助対象となるのは、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備のいずれかとセットの場合又は、電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機のいずれかと節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る)の3つセットの場合に限る。(既設も可)

※2 ZEH水準の補助対象となるのは節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る)と高断熱浴槽の3つセットの場合に限る。(既設も可)

※3 ZEH水準の補助対象となるのはヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備のいずれかとセットの場合又は、電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機のいずれかと高断熱浴槽の3つセットの場合に限る(既設も可)